



福県医発第 341 号 (地)
平成 25 年 4 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

平成 24 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

今般、厚生労働省保険局医療課より平成 25 年 4 月 12 日付け「平成 24 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」が発出された旨、別紙のとおり日本医師会より通知がありましたので、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、本会会員専用ホームページ→医療保険→「平成 24 年度診療報酬改定について」に掲載いたしますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

(保 14)

平成 25 年 4 月 16 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

平成 24 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

平成 24 年度診療報酬改定関連通知等につきましては、平成 24 年 3 月 6 日付け日医
発第 1114 号（保 253）「平成 24 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知の送付に
ついて」等により、順次ご連絡申し上げてきたところであります。

今般、厚生労働省保険局医療課より、平成 25 年 4 月 12 日付け「平成 24 年度診療
報酬改定関連通知の一部訂正について」が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

平成 24 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

（平 25. 4. 12 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡

平成25年 4 月12日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、別添のとおり訂正をするので、その取扱いに遺漏のないよう、周知徹底を図られたい。

- ・「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について（平成24年 3 月30日保医発0330第 9 号）（別添）

「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」の一部改正について
(平成24年3月30日保医発0330第9号)

別添

- 1 保険医が、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する医師（以下「配置医師」という。）である場合は、それぞれの配置されている施設に入所している患者に対して行った診療（特別の必要があって行う診療を除く。）については、介護報酬、自立支援給付、措置費等の他給付（以下「他給付」という。）において評価されているため、初診料、再診料（外来診療料を含む。）、小児科外来診療料及び往診料を算定できない。

(1)、(2) 略

(3) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第4条第1項第1号の規定に基づき、指定障害者支援施設に配置されている医師

(4) 障害者自立支援法第5条第6項に規定する療養介護を行う事業所（以下「療養介護事業所」という。）に配置されている医師

(5)、(6) 略

2、3 略

- 4 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定障害者支援施設、指定療養介護事業所、救護施設、乳児院又は情緒障害児短期治療施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に入所している患者については、次に掲げる診療報酬等の算定の対象としない。

（後略）

5～7 略

別紙様式

特別養護老人ホーム等の施設の状況及び配置医師等について

施設の種別					
施設の状況	施設名称				
	所在地				
	開設(経営)主体				
	開設者名				
	定員				
	併設医療機関の有無	有・無			
	併設医療機関名				
	所在地				
	開設(経営)主体				
	開設者名				
医師の状況	氏名				
	常勤の有無				
	配置契約の有無	有・無	専門の診療科		契約期間：
	(契約の内容)	一月当たり	日、週	曜日、時～時	年 月～ 年 月
	所属医療機関名				
	所在地				

[記載上の注意]

- 施設の種別欄には、次のいずれか該当するものを記入すること。
 養護老人ホーム（定員111名以上）、特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、~~指定障害者支援施設、盲導犬訓練施設、身体障害者更生施設、身体障害者療養施設、~~救護施設（定員111名以上）、~~知的障害者入所更正施設（定員150名以上）、知的障害者入所授産施設（定員150名以上）、~~乳児院（定員100名以上）、情緒障害児短期治療施設、療養介護事業所
- 施設の状況欄は、施設の現状について記入し、「併設医療機関の有無」が有である場合は、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）の1の（2）に該当する医療機関の名称等について記入すること。
- 医師の状況欄は、現在契約している医師の状況について記入すること。